

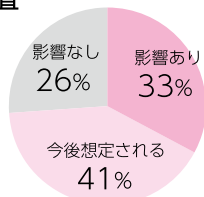
米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口の設置

当所では日本商工会議所の依頼により、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて4月3日より特別相談窓口を設置しました。

特別相談窓口の設置に伴い、岐阜市管内の影響を調査するため事業者ヒアリングを実施し69社に協力いただきました。

その結果、「影響あり23社」「今後影響が想定される28社」「影響なし18社」と回答を得ましたが、すでに「影響あり」と「今後影響が想定される」まで含めると74%と、米国相互関税の動向は当地域において非常に高い関心があることがうかがえました。また、影響を受けると回答した事業者割合が最も高かったのは製造業でした。

■ 米国関税の影響調査 (69社)



事業者の声

- 仕入れ先から部品の値上げに関する通知が届いた
- 当社の輸出から現地調達への切り替えが予想される
- 製品競争力ではなく、市場心理のネガティブ化による需要の減退を懸念

■ 資金調達面の支援策

日本政策金融公庫ではセーフティネット貸付の要件が緩和。支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大し、「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能となりました。

岐阜県では、「米国関税措置の影響を受ける中小企業・小規模事業者向け融資相談窓口」が商工労働部内と県事務所に設置されました。

■ 補助金面での支援策

「ものづくり補助金」や、「新事業進出補助金」について、影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的な採択が国で検討されています。

お問い合わせ 当所 特別相談窓口 Tel.058-264-2135